

## 平成 28 年度 第 7 回理事会 議 事 報 告 書

1. 日 時 平成 29 年 1 月 24 日 (火) 午後 0 時～午後 3 時 30 分

2. 場 所 岸記念体育会館 1 階 103 号室

3. 出席者 理事 18 名、監事 1 名

\* 欠席：理事 1 名 佐藤和夫常務理事 (競技委員長)

監事 2 名 相馬正監事、江野澤吉克監事

4. 陪 席 大江直之 (事務局長)

5. 議長挨拶

事務局より定款に基づき、高橋義博会長が本理事会の議長を務める旨説明。  
議長より次の通り挨拶があった。

天候の関係で理事 4 名の到着が遅れているが、本日の理事会も報告事項や  
審議事項が多く、また、理事会後に懇親会も予定しているので、円滑な議  
事進行にご協力願いたい。

現在の理事総数は 19 名となっており、もう 1 名は女性理事の就任を考え  
保留とさせていただいていたが、この度、芸能文化人ガンクラブの夏樹陽  
子氏より理事就任の内諾をいただいている。本年 6 月の定時社員総会で承  
認をいただく予定である。

また、本理事会の議事録署名人は、定款第 42 条に基づき、議長である私  
と、安田岸雄監事となることを説明。

6. 3R 宣言の確認

増田委員長より次の通り説明。

前回の理事会同様、昨年 6 月開催の定時社員総会で承認された「3R 宣言

書」を理事会の冒頭で朗読させていただく。

朗読することで、同宣言書の採択を忘れず、誓約事項 8 項目を確認することで同じ過ちを二度としない・させないよう喚起したい。

理事・監事各位におかれても、各ブロックや県の理事会等において「3R 宣言書」の周知も含め、再確認をいただくようご協力をお願いしたい。

(3R 宣言書 朗読)

## 7. 報告事項

### (1) 平成 28 年度公認スポーツ指導員講習会報告

講師を務めた渡辺幹也副会長より説明の予定であったが、新幹線の遅れにより会場への到着が遅れるため、増田総務委員長より代理説明。

配布資料の通り、公認スポーツ指導員養成講習会及び義務研修会が、全国 4 カ所（花巻・伊勢原・岡山・福岡）で開催された。新規受講者 34 名、更新義務研修者 19 名のご参加をいただいた。

講習会受講者より、東京五輪に向けた指導者の熱い思い等がのべられ、講師・スタッフ共々感銘を受けた。その他、ホームページの迅速な議事録等の情報公開により理事会の運営等が理解されやすくなり、従来に比べ、会員からの情報不足や未伝達などが原因での不満等が少なくなったなどの声が寄せられた。

### (2) 銃砲関連団体協議会報告

配布資料に添って事務局長より説明。

銃砲関連団体協議会は、若干の名称等変更はあったが溯ること平成 15 年度より、当協会が中心となり業界友好団体の関係者と日本のクレイ射撃業界における様々な問題について協議し、それぞれ成果を挙げてきた経緯がある。

平成 27 年度より、同協議会を再度立上げ、銃砲所持者の高齢化等により「構造不況」に陥っている現況を認識し、今後の業界発展に必要な取り組

みについて協議し、次の四点に集約された。

- 1 体験射撃の導入・実現化  
スポーツ振興のみならず、狩猟者養成にも大きく貢献。  
大日本猟友会とも連携・協力し、有害鳥獣駆除等による農作物の被害緩和、山里近隣住宅地域の安全向上。
- 2 女性射手の拡充に向けた環境整備  
IOC 総会決定により、今後は世界的に男女種目数・アスリート数が同一となる。女性射手の拡充に向け、射撃場の設備充実などを業界全体で取り組む。
- 3 学生連盟の活性化  
現在の連盟登録会員数は僅か 9 名であり、現在の問題点や改善点を検討し、推薦制度の見直しと学生会員選手の拡充。
- 4 日ラ協と同様に、当協会における散弾銃の優先許可  
散弾銃の所持許可について、当協会の推薦による容易に取得できるよう特例化。

昨年 11～12 月、スポーツ庁・警察庁関係者と面談。行政関係者と本年より本格的な協議に入る予定。

議長より次の通り補足説明。

理事・監事各位にご理解いただきたい。銃砲関連団体協議会の顧問に、当協会の麻生名誉総裁に就任いただいているが、「麻生名誉総裁に頼めば大丈夫」など、簡単な見ていることは大きな間違いである。

IOC 総会決定の「男女同比率」についても、昭和 50 年代 50 万人以上であった銃砲所持者は、現在 9 万 8 千人、5 分の 1 以下に減少。現在の銃砲所持者のうち 50 歳以上が 80% 以上を占め、更に女性割合は僅か 2.4% しか居ない。日本の射撃界は深刻な現状にあることを再認識する必要がある、正に絶滅危惧種と言っても過言では無い。

射撃場の設備改善についても、民営が多いため男女共同トイレ、女性のための更衣室も無い現状。更には、施設の老朽化も進み、施設充実には時間と費用を有する。

当協会の推薦による所持許可の特例を考えても、取締りが仕事である警察庁を納得させるには、先日の面談でも安易な事ではない。

これらのことをご理解の上、今後のご協力をお願いしたい。

### (3) ワールドカップインド・メキシコ予選会報告

細川強化委員長より次の通り説明。

過日、伊勢原射撃場にてインド WC（ニュー・デリー）及びメキシコ WC（アカプルコ）の派遣選手選考会を実施し、派遣選手が配布資料の通り決定した。特にスキート種目においては、徐々に育成選手の成果が表れてきた。

また、1月17日には、フィンランドチーム監督であり ISSF アカデミー委員長ケビン氏に来日いただき、当協会のジュニア選手に対する射撃技術指導や新ファイナル・ルールの詳細についてご教示いただいた。

選手達には大変好評であり、個人面談の規定時間を超えてまで熱心に面談する選手達の姿があった。

今回の ISSF 新ファイナルルールの提案者であるケビン氏に直接の指導をいただくなど、新ルールの詳細について把握することができ、日本選手が世界的優位に立てる環境を与えていただいた。強化スタッフ・選手共々、満足のいく講習会であった。

事務局長より補足説明。

インド・メキシコ両 WC 大会において、大会運営の視察等を目的として、選手団帯同役員としてインドは柏木理事、メキシコは渡辺久雄常務理事を派遣することが競技委員会で決定している。

議長より補足説明。

#### ◆年齢制限について

現在、強化委員会が本部公式大会で行なっている「2020 東京オリンピック強化指定選手の審査」において、50 歳の年齢制限について選手間に誤解があり、訂正をお願いしたい。強化委員会では、このことを早急にホ

ームページで公表するなど、対応願いたい。

50歳以上の選手は、ワールドカップなどの派遣選手にはなれないという噂があるが事実無根である。

全国の日クレ会員は、年会費を納め同等な処遇を受けるべきであり、国際大会の予選会にご参加いただき、計2回の予選会で基準点をクリアすれば派遣対象となるため、年齢は関係ない。全国の老若男女、当協会の会員であれば是非基準点をクリアして、WC等へ参加しQP獲得に貢献いただきたい。

誤解の根源は、強化指定・育成選手の選抜基準との混同であると思われる。

育成選手は、JOCやJSCによる補助金事業の予算を使用するため、他競技団体の対象年齢基準が通常20～30歳、早ければ10代半ば～となっている。クレ射撃競技は法的年齢制限を有する特性があることについて、JOCやJSCと度重なる折衝を経た上でご理解をいただき、異例と言える50歳上限を確保できた経緯がある。

従って、JOC等の補助金事業の対象選手が50歳未満であるだけであり、WC等国际大会の参加選手に年齢制限がある訳ではない。

このことをよく周知させていただきたい。全国の日クレ会員の世界への道を、強化委員会や理事会が閉ざすことなど有り得ない。

#### ◆射撃指導マニュアルの作成

現在、ISSFのコーチ指導マニュアルを基に、強化委員会では射撃指導マニュアルを作成中である。

ISSFアカデミー委員長ケビン氏の監修に従い、当協会は育成選手や強化選手の指導を行う。

イタリアの射撃指導や個々の射撃指導は今後の指導上認めることはない。何故なら、世界一になる為に争うことになる相手国や基軸のない雑多な個別指導を、強化委員会としては必要と思えない。その事を共通認識としてほしい。

#### (4) 裁判報告

当協会が原告である「平成 24 年損害賠償請求事件」の経過報告について、事務局長より説明。

当時 20 名居た被告のうち 1 名が死亡、1 名が和解済み（布野兼一氏）であり、現在の被告は 18 名。

当方は、布野氏との和解条件が基本であり、それとかけ離れた内容による他被告との和解は難しい。現段階で手捲氏とは、裁判所を通じて現在和解協議が進行中。次回期日は 2 月 3 日（金）となっている。

#### (5) 福井国体プレ大会報告

丸石国体委員長より次の通り説明。

勝山市実行委員会よりプレ国体の開催要望があり、去る 1 月 10～11 日、勝山市を訪問し、福井県協会関係者同席の下、勝山市実行委員会と打合せの上、配布資料の通り実施要項案ができあがった。

ここ数年、本部公式とプレ国体を兼ねて実施してきた経緯があるが、会場となる福井県クレ射撃場はトラップ 1 面・スキート 1 面しか無いため、地方公式大会兼プレ国体とせざるを得ない。

福井県協会員だけでは競技役員全てを賄えないため、本部から派遣役員の協力要請がきている。大会参加費が安価に設定されているが、集客を図る為に福井県協会と勝山市実行委員会が協議し減額の提案を受けたが、公認料等の本部納付金は規定額通り支払う。

射撃場の付帯設備は、管理棟内に会議室や水洗トイレ（障害者用あり）など充実しており、問題はない。

本戸理事より意見。

大会参加費の減額が表記されているが、地方公式大会の 100 個撃ちは 11,000 円と規定されているため、減額して集客を図るのは問題がある。参加者の集客を図る目的であれば、近隣の北信越ブロック傘下の地方協会へ、大会参加の協力をお願いする方法が順当。

議長より質問。

事務局に確認したいが、そもそもリハーサル大会或いはプレ大会は必ず実施しなくてはいけないものか？今後のことを考えると、「何でもあり」は良くない。

事務局長より説明。

過去、日体協において、リハーサル大会が本大会を上回る規模で行った開催事例が他団体に複数あり、問題となったことがあった。

当協会としては、決してリハーサル大会の開催・実施を強制せず、会場市町村実行委員会より開催要望があった際は、これに協力する方針を既決しており、現在に至っている。従って、「必ず開催しなければならない」という解釈ではない。

増田総務委員長より意見。

リハーサル大会という事業を企画立案されるときに留意いただきたいのは、まず実行予算である。明瞭な収支計画を立てて、それを実行するために競技委員会等各セクションへ依頼するのが適宜である。

現在、国体委員長が、勝山市実行委員会から集客を図る為、参加会費の減額の申し入れがあり考察されている。

トラップなら参加枠 48 名、北海道から九州まで 9 ブロックあり、1 ブロック 5 名参加すれば 45 名となる。収入が不安定だから実行委員会から参加費の減額提案が出てくるのであり、各ブロック理事に協力頂き、参加人数の確保をお願い申し上げたい。

議長より説明。

総務委員長の意見は理解できるが、言い過ぎないように留意願いたい。

国体委員長には、競技委員会や審査委員会など国体開催時に関係する他委員会との連携を考慮いただき、実施要項等を作成願いたい。

丸石国体委員長より説明。

一度、競技委員会や審査委員会など国体開催の関係委員会とリハーサル大会やプレ大会の開催について打合せを行ない、開催基準を作成し、その中で参加費など再考することとしたい。

#### (6) 国体改革報告

事務局長より次の通り説明。

前回の理事会において、2・2・1方式から改訂案 3・3・1方式への変更にあたり、日体協と面談し相談することとなっていた。

去る1月18日、国体課長等と面談してきたので報告する。

- ◆天皇杯得点が減少（現在 216 点→180 点）
- ◆ブロック予選にトラップを追加すると県体協の負担が増える。  
増加分は県協会負担を申し入れたが、正式種目であるにも拘わらず経費は県協会負担というのは道義上 NG。参加料増額で経費負担を補う方法もある。
- ◆34 チームでは総員 1 名増加。増加は 1 名といえども都道府県体協に拒否される可能性が大きい。33 チームするよう逆提案が生じる。
- ◆現行制度を改正する場合は、日体協国体委員会の承認後、猶予期間として最低 3 年間は必要。

その他、現在日体協国体委員会で行なっている第 3 期見直しについて、  
3 月 2 日 国体委員会承認、3 月 8 日 理事会承認、3 月 22 日 評議委員会報告というスケジュール予定。

三浦副会長より意見。

各都道府県体育協会は天皇杯得点に重きを置いているので、競技別得点が減少するような改正案は賛成しかねる。



柏木理事より意見。

34 県を 33 県に変更した場合、どこのブロックの参加枠が減少するのか検討する必要がある。

議長より次の通り説明。

まず 34 チームで改正案が通るか打診をお願いしたい。万が一通れば、現状とほぼ変わらない参加県数で問題はない。3-3-1 方式を正式表明し、日体協の審議のテーブルに上げていただくことを考えたい。

今後、当協会の総会で 3-3-1 方式の了承をいただき、参加チーム数やその他の方策はその後検討していきたい。

(7) 本部公式に大会における放出機セット・マニュアルについて

議長より説明。

本部公式大会時に、開催射撃場におけるクレーのセット手順などが画一化されていない。今後、競技委員会において ISSF 規定を遵守した放出機のセット・マニュアルを作成いただき、セットにあたる審査団や審判員は、マニュアルに従って画一的なセットを行ない、射撃場関係者や選手へ疑問や不安を与えないようご配慮願いたい。

8. 審議事項

(1) 協会運営と方向性について

事務局長より説明。

今回は配布資料の通り、当協会の構成会員の年齢別・性別データを作成した。現在の登録会員総数は 2,089 名、47 都道府県の内、100 名以上有する地方協会は 2 県・1 部会あり、東京・神奈川・RT 部会となっている。

性別構成は男性 96.4%・女性 3.6%、年齢構成は全体の 47%以上が 60 歳以上となっている。何よりも数字に説得力があると思うが、理事方々におかれては、様々な事業や業務を企画する際、本データを参考資料として引用いただきたい。

また、本データをホームページに情報公開し、地方協会や会員の皆様にも当協会の現状をご認識いただきたい。

議長より説明。

会員が少ない県ほど、揉め事が多い気がする。地方自治は尊重するが、結果的に会員減少する現状は看過できない。

「3R宣言書」記載の通り、アスリートファーストの協会運営を基本に考えていただきたい。次回の理事会でもテーマを決め、理事・監事各位の認識を深めることに努めたい。

また、過去の理事会で当協会の理事・監事を務めていただいた方、或いは地方協会の会長・正会員・副会長など、永年に亘り組織の要職を務められた方に対する名誉委員へ委嘱することを決めた経緯があるが、当該基準・規定が未整備である。感謝状や記念品の贈呈等、褒賞規定も設定する必要がある。是非、総務委員会で原案を作成願いたい。

(全員挙手により賛成)

## (2) 検定委員会規定の改正について

事務局長より説明。

前回の理事会で改正原案を配布した通り、平成5～7年より改正されていない検定委員会関係規定の改正について、検定委員会から理事会へ提案されている。

ISSFルール改正に伴い修正すべき点も網羅した。今回の大きな改正は、各検定料金改定や公認射撃場ランク付の細分化がある。従来の射撃場ランク付は射面数に基づくものであったが、今回の改正では、射面数に加え付帯設備（トイレ、管理棟、食事施設、駐車場など）の充実も評価の対象としている。

(全員挙手により賛成)

議長より、新検定料に改正され渡辺検定委員長にはご苦勞をお掛けするが協会収入の骨幹であり更なるご尽力をお願いする。なお、新规定の施行日

は平成 29 年 1 月 25 日とする旨追加説明。

### (3) JSC 改善方策について

事務局長より説明。

平成 28 年 10 月、助成金の支給を受けている日本スポーツ振興センター（JSC）の監査があり、監査結果に基づき 2 点の改善事項が挙げられている。

#### 1 関係業者の相見積り

100 万円以上の契約をする場合、一業者ではなく複数業者から見積りを取り契約すること。

- \* 国際大会派遣事業に伴う旅行代理店  
機関誌発行に伴う印刷・発行会社 など
- \* 平成 28 年 4 月より既に改善している。

#### 2 代表者等構成員に対する諸謝金等の支給

協会における事業執行の際、執行権を有する理事者（代表者等構成員）が、強化事業における強化スタッフとして、或いは競技会事業において審判員等運営スタッフに委嘱され、これに従事する場合、執行権を有さない他の強化スタッフまたは運営スタッフ同様、規定の謝金等を支給することを機関決定し、議事録に明記すること。

（全員挙手により賛成）

### (4) レーザー・クレーの貸与について

事務局長より説明。

配布資料の通り、平成 28 年度は岩手国体（花巻）でレーザー・クレーを出展し、200 名を超える一般者が利用。10 月 30 日、福井国体の PR イベントへ貸出・出展、一般者 271 名が利用。11 月 23 日、岡山県のスポーツイベントへ貸出・出展、一般者約 500 名が利用。大変な好評を得ている。

現在、レーザー・クレーを作成した会社関係者へお願いし、レーザー・クレーを搬送、現地組立作業、イベント時の一般者への取扱い説明・誘導、イベント後の撤収作業と全てを賄ってもらっているが、実費経費のみ負担している現状で報酬は一切支払っていない。

今後、レーザー・クレーの貸出・出展頻度が増えることは容易に予想されるが、帯同スタッフが無報酬では長続きしない。また、搬送による部品の破損修理も発生し保険を掛ける必要も出てきた。

次年度より、レーザー・クレーの貸出・出展について、帯同スタッフの費用や搬送時の保険など予算化し、事業計画を立てたい。

議長より、帯同スタッフの費用や搬送時の保険などに関する事業計画・予算の作成を及川専務理事・増田総務委員長に一任し、次年度の事業計画・予算に盛り込むことを提案。

(全員挙手により賛成)

#### (5) モデル定款の作成について

増田総務委員長より説明。

本会加盟地方協会・部会における定款(会則)の根幹を統一することにより、ガバナンス(団体自治)の向上を図り、且つ、所属団体や登録会員の誤認や誤解を予防し、「3R宣言書」に基づく誓約事項の履行に努めることを目的とする。

なお、本件は「加盟団体規定第2章第4条」が根拠規定であり、同条では、加盟地方協会・部会における規約は、本部や都道府県体育協会、並びに日本体育協会やJOCの規則に準拠しなければならないと明記されている。モデル定款により、地方協会・部会の会則において統一したい主な内容は次の通り。

- 1 入会・退会に関する規定
- 2 所属会員の処分に関する規定
- 3 理事・監事の選出に関する規定
- 4 会長・正会員の選出に関する規定 など

地方協会・部会における団体自治の一層の充実を図り、上部団体や本部との見識や理解の齟齬を無くし、共通認識に基づいた組織運営を図るために、モデル定款の作成を、倫理・資格審査委員会との協力の下に総務委員会で作成したい。

議長より補足説明。

現在、地方協会を除名された会員からの様々な要望・相談が続出しており、地方協会が会員を除名すると自動的に本部会員も除名になる。

一方で、会員の更新登録手続きが受理されないケースも複数あり、結果的に除名処分と同じ処遇となってしまう。

逆に、本部の理事会・総会で除名された方が、地方協会の会長職に就いたままとなったケースも過去には存在した。

会員選手にとって除名処分は「死刑」と同義であり、その取扱いには慎重を期すべきである。

「3R宣言書」では、所属協会と会員間の争いは話し合いで解決することが明記されており、万が一、解決できないときはスポーツ仲裁機構へ最終判断を委ねることが明記されている。処分・処遇を受けた元会員がスポーツ仲裁機構への申し入れを検討されていることも報告されており、結果的に当協会のガバナンス能力を問われる事態も想定され、引いては国体毎年開催への復帰に影響を及ぼすことも十分考えられる。

モデル定款の原案作成を、倫理・資格審査委員会の協力の下に総務委員会に任せたい。

(全員挙手により賛成)

## (6) その他

### ◆愛媛国体リハ大会について

安田監事（愛媛県協会会長）より説明。

本年5月に開催される春季本部公式大会兼愛媛国体リハーサル開催に伴い、愛媛県協会を含む四国ブロックは会員数が少なく、競技役員や運営スタッフの協力が必要。是非とも理事各位のご理解とご協力をお願い

したい。

議長より、具体的な要望事項や協議事項を整理し、担当委員長と検討を重ね、大会成功に向けて理事各位のご協力をお願いしたい、と説明。

◆佐賀県協会のペナルティについて

不老副会長より説明。

ペナルティの解除については自分と九州ブロック理事中園氏に一任いただいていた経緯があり、これまでに佐賀県協会関係者と複数回話し合いを行ってきた。

既に理事会へ報告の通り、ペナルティが科された根幹理由の分担金納入は既に済んでいるが、一部の会員の登録手続きが受理されない状況を改善いただくよう佐賀県協会へ要望してきたが改善されていない。

先ほどの「モデル定款」に従って会員の登録手続きは指導を続けていくこととし、平成29年度以降、同協会のペナルティ解除について理事会の了承をいただきたい。

複数の理事より、佐賀県協会が会員の登録手続きを受理しない理由は何か、と質問。

事務局長より、会員の更新手続きには5名の推薦者が必要である旨の規定があり、それを当該者がクリアしていないとの説明を佐賀県協会から受けている。「何故、5名の推薦者が必要なのか？」と理由を事務担当者に聞いても回答はいただけていない旨説明。

議長より、佐賀県協会のペナルティ解除にあたり、登録更新手続きが受理されていない会員について、国体予選の一般参加やモデル定款の方針から問題が生じることが容易に想定されるため、交換条件という訳ではないが早期に改善いただくよう、佐賀県協会へ強く申し入れることを不老副会長から伝えていただくこととしたい。

分担金の件と会員登録の件は別問題であり、本来、切り離して整理すべ

き観点から、佐賀県協会のペナルティ解除について了承願いたい、と説明。

(全員挙手により賛成)

次回第8回理事会は 平成29年3月27日(月) 13:00～開催

以 上